

経営基盤再構築伴走支援業務 提案競技 実施要領

1 目的

県内中小製造業（機械金属、電気・電子、樹脂）のうち、直接・間接的に大手メーカー（みなし大企業を含む）との取引を有し、売上中の高い割合をこの取引に依存し、そのため主要取引先の動向に受注が左右されやすく、主体的な会社運営ができないなど、経営上の課題を抱えている企業に対し、短期集中型の伴走支援を実施することで、抜本的な経営体質改善を促し、既存の取引構造の転換や、経営の自立化を図ることを目的とする。

2 企画提案競技の対象とする業務

(1) 委託業務名

経営基盤再構築伴走支援業務

(2) 業務内容

別添「経営基盤再構築伴走支援業務 提案競技 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

(4) 委託料上限額

60,528千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1) 単独の法人であること。

(2) 次の各号を満たす者であること。

① 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者。

⑥ 島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。

- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。

各証明書は発行後3ヶ月以内の原本又は写しとする。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 参加表明書・誓約書 1部（様式1）
- イ 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）（本要領の7による）
- ウ 法人登記簿謄本 1部
- エ 県税に係る納税証明書又は納税の義務がない旨の証明
- オ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書又は納税の義務がない旨の証明書 1部
- カ 会社概要書（会社案内・要覧・定款等） 1部
- キ 直近3期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 1部

5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1)参加表明書・企画提案書

ア 提出方法 持参又は郵送による。

イ 提出書類 「4 提出書類」の種類及び部数に示す書類（ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ）

ウ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。

エ 提出期限 令和8年4月14日（火）午後5時15分必着

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分（土、日、祝日除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

6 企画提案競技にかかる質問及び回答

(1)質問

ア 質問方法 質問書（様式2）を用いて電子メールにて提出すること。（なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。着信確認は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分に行うこと）

イ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。

ウ 提出期限 令和8年4月7日（火）12時必着

(2)回答

質問に対する回答は、令和8年4月10日（金）までに、しまね産業振興財団（以下、財団とする。）ホームページに掲載する。

7 企画提案書

本企画提案競技に参加する者は、次の内容を記載した提案書を提出しなければならない。

必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1)概要

ア 提案は、1社1提案とすること。

イ 企画提案書の規格は、A4版、30ページまでとし、左綴じ、1部ずつダブルクリップで束ねた状態（ホッチキス止め不可、ファイリング不要）とすること。

ウ 企画提案書は6部持参又は郵送により提出すること。（正本1部、副本5部）

(2)内容

企画提案書には、下記項目についての記載を行うこと。

ア 企画提案

- ・「経営基盤再構築伴走支援業務 提案競技 仕様書」に基づく企画提案とし、書面のみで内容が理解できるような記載および表現に留意すること。
- ・また、提案競技仕様書に掲載する次の（a）～（g）の内容については、必ず企画提案書に盛り込むこと。その他、当業務の効果的かつ円滑な実施や支援対象者の経営体質改善に資する有益な取組があれば提案を行うとともに、活用できる情報リソース、ノウハウ、人的ネットワーク（社内外）等の提案があれば記載すること。
- ・支援対象者数は13社以上とする。
- ・具体的な支援対象企業及び社数については、財団による公募に対する申請をもとに協議の上、決定することとする。

(a)リーダー専門家の配置

- ・本業務を取りまとめ、支援対象者の専属メンターとなるリーダー専門家を配置すること。

(b)支援対象者毎の現状分析について

- ・各支援対象者において、事業環境・経営体制・製品開発・保有技術・営業体制・人材等、内部・外部の多角的な面から現状分析をおこない、その結果をまとめた資料を作成し、支援対象者に対しフィードバックを行うこと。
- ・現状分析結果を基に、各支援対象者と協議のうえ、新たな経営方針・目標（定性的・定量的）と、その達成に向けた具体的なアクションプランを策定すること。なお、アクションプランは伴走支援終了後の自走化を見据えた内容とすること。

(c) 支援対象者毎の伴走支援について

- ・ 策定したアクションプランの実行に対し、個別具体的な支援を行うこと。
- ・ 各支援対象者に対し、毎月2回を目安に面談（うち1回以上の直接面談）を行い、上記支援と取り組みの進捗確認及びフォローアップを行うこと。

(d) 専門家による助言・支援

- ・ 支援対象者毎に策定したアクションプランの実行や課題解決に対応するため、必要に応じて、各分野・業界の事情に精通し専門的な知見を有する専門家を適宜アサインし、助言やその他必要な支援をおこなうこと。

(e) 販路・パートナー企業等の紹介

- ・ 支援対象者の課題解決に繋がりうる販路、パートナー企業等を紹介するとともに、商談や連携が生まれるよう、必要な支援を行うこと。

(f) 支援機関との連携

- ・ 各支援対象者の支援に際しては、必要に応じて、関連する支援機関（市町の産業振興セクション、商工会、商工会議所、金融機関等）と連携を図りながら支援を実施すること。必要と判断される場合、支援機関に面談への同席を求めること。

(g) 報告会の実施

- ・ 伴走支援の中で、支援対象者の役員・従業員、支援機関等のステークホルダーに対して、伴走支援による取り組み成果及び事業終了後の取組方針・計画を説明するための社内報告会を実施すること。

- ・ 具体的な業務実施スケジュールを明示すること。
- ・ 業務の実施体制、同種業務の実績、事業実施能力を明示すること。
- ・ 提案した経費について、以下の例を参考に伴走支援のフェーズ毎の内訳を記載し明示すること。

(例)

項目	支援社数	支援単価	支援回数
現状分析			
伴走支援			
報告書作成			

8 審査委員会の実施

選定審査は、別に設置する「経営基盤再構築伴走支援業務 委託候補者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、応募資格を有しない者又は委託料上限額を超える者は、失格とする。

(1) 実施方法

書面審査による企画提案競技方式（ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）

(2) 評価方法

以下の審査内容により評価点（100点満点）を付与する。

- ① 実施内容の妥当性や工夫
 - ・ 事業の趣旨を把握した内容となっているか。
 - ・ 伴走支援実施内容（募集・審査や選定基準の考え方、実施体制、支援内容・業務範囲）は妥当なものとなっているか。
 - ・ 事業成果を高めるような工夫がされているか。
- ② 実施計画の妥当性・効率性
 - ・ 日程等の実現性はあるか。
 - ・ 適正な経費設計がなされているか。
- ③ 類似業務の経験
 - ・ 中小製造業（機械金属、電気・電子、樹脂）の経営改革・取引拡大支援の実績・成功事例を多数有し、様々な観点からの情報提供を通じ、経営の方向性や具体的な販路の提案ができるか。
 - ・ 島根県内の中小製造業に対する具体的な支援実績を有しているか。
- ④ 業務従事者の専門知識、適格性
 - ・ 企業支援に関する知識、知見等を有しているか。
 - ・ 対象業種の業界の現状をよく把握し、昨今の市場・技術トレンドを踏まえた方向性の示唆や具体的な提案ができるか。
- ⑤ 組織の実施能力
 - ・ 優れた情報収集分析能力を有しているか。
- ⑥ 進行管理等
 - ・ 円滑な業務遂行、進行管理ができる人員体制が組まれているか。
 - ・ 経営及び財務状況は、業務執行上支障ないか。

(3) 委託候補者の決定

選定審査結果1位の事業者を委託候補者とし、同点の場合、審査委員長によるくじ引きで決定する。事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げるものとする。

(4) 審査選定結果の通知

文書により、提案者に対してそれぞれ通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、選定審査結果に対しての異議は受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

- (1) 受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
- (2) 契約金額については、採択決定後、各支援対象者の公募状況及び提案に基づいて改めて仕様を定め、委託契約候補者から再度見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

11 その他の留意事項

- (1) 本要領に基づき提出された書類は他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。
- (2) 原則、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、財団の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務における会議、意見交換、委託者から受領又は閲覧した資料の内容等、双方で秘密情報として管理することとした情報については財団の許可なしに第三者へ無断で開示（提供）してはならない。
- (4) 成果物の著作権は、業務実施完了報告を受け、委託料の支払いが完了したときをもって財団に譲渡されるものとする。

12 提出・問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団
経営支援部 経営支援課 担当：岡本
〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地
TEL：0852-60-5115
E-mail: con@joho-shimane.or.jp